

## 特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

### 1. 分野別の見直し品目及び概要

平成 26 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」から見直しを行う箇所は、以下のとおりである（物品・役務は資料 3-1、公共工事は資料 3-2 参照）。

なお、物品及び役務については、平成 25 年度の第 3 回特定調達品目検討会において、本年度から 30 年度までの 5 年間における特定調達品目に係る見直しスケジュールが了承されており、平成 26 年度の見直し対象品目について、判断の基準等の見直しの可能性・必要性に関する検討を実施した。

#### （1）特定調達品目の追加

特定調達品目として新たに以下の 2 品目を追加した。

- スマートフォン
- 金属製ブラインド

#### （2）主な見直し内容

##### ① 分野名称の変更等

- 「OA 機器」を以下の 3 つの分野に分割・再編
  1. 画像機器等
    - コピー機等 3 品目、プリンタ等 2 品目、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ及びカートリッジ等
  2. 電子計算機等
    - 電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ及び記録用メディア
  3. オフィス機器等
    - シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機及び電池
- 「移動電話」を「移動電話等」に変更

##### ② 改正フロン法への対応

平成 27 年 4 月の改正フロン法の全面施行を控え、フロン類使用機器・製品のノンフロン・低 GWP 化を促進するため、冷媒等にフロン類を使用している下記の品目について判断の基準等の改定を実施。

- ダストブロワー、電気冷蔵庫、エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ヒートポンプ式電気給湯器、自動車、マットレス、断熱

## 材、庁舎管理及び飲料自動販売機設置

### ③ 特定の化学物質の使用制限等

電子・電気機器のうち、本年度の見直し対象品目を中心に、可能な品目については、特定の化学物質の使用制限を判断の基準として新たに追加するとともに、品目間において一部異なっていた記載内容を統一。

## (3) 分野別の見直し品目及び内容

### ◇文具類

- ダストブロワーについて判断の基準を見直し（改正フロン法対応）

### ◇画像機器等（旧 OA 機器）

- コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機について判断の基準を見直し（使用済み製品の回収、再使用・再生利用のシステム構築等の追加等）、配慮事項の見直し（紙の使用量削減機能）、経過措置の終了
- 「プリンタ／ファクシミリ兼用機」を「プリンタ複合機」に名称変更するとともに、プリンタ及びプリンタ複合機について判断の基準等を見直し（特定の化学物質の使用制限）、経過措置の終了
- ファクシミリ、スキャナについて判断の基準を見直し（特定の化学物質の使用制限）、経過措置の終了
- プロジェクタについて特定の化学物質の記載内容の変更

### ◇電子計算機等（旧 OA 機器）

- 電子計算機について判断の基準等を見直し（省エネルギー基準の強化、対象範囲の拡大）。なお、省エネルギー基準については国際エネルギースタープログラム Ver6.0 へ適合の場合も判断の基準を満たすものとする
- ディスプレイについて特定の化学物質の記載内容の変更

### ◇オフィス機器等（旧 OA 機器）

- シュレッダーについて判断の基準等を見直し（待機電力の強化・出荷時設定、特定の化学物質の使用制限）

### ◇移動電話等

- 「スマートフォン」を特定調達品目として追加
- 携帯電話及び PHS について判断の基準等を見直し（環境配慮設計の必須化）

## ◇家電製品

- 電気冷蔵庫については判断の基準の見直し（改正フロン法対応）、市場状況を勘案し、経過措置を延長、特定の化学物質の記載内容の変更
- テレビジョン受信機についてはブラウン管テレビを対象から削除、判断の基準等を見直し（省エネ法多段階評価基準の改定に伴う見直し（経過措置の設定）、待機時消費電力）、特定の化学物質の記載内容の変更
- 電気便座については市場状況を勘案し、経過措置を延長
- 電子レンジについては判断の基準を見直し（待機時消費電力）、特定の化学物質の記載内容の変更

## ◇エアコンディショナー等

- 家庭用エアコンディショナー及び業務用エアコンディショナーについて配慮事項の見直し（改正フロン法対応）、特定の化学物質の記載内容の変更
- ガスヒートポンプ式冷暖房機について配慮事項の見直し（改正フロン法対応）

## ◇温水器等

- ヒートポンプ式電気給湯器について判断の基準を見直し（改正フロン法対応）、市場状況を勘案し、経過措置を延長
- ガス調理機器について判断の基準を見直し（AND 条件）

## ◇照 明

- LED 照明器具について判断の基準の見直し（固有エネルギー消費効率の強化、平均演色評価数 Ra の強化）
- 電球形 LED ランプについて判断の基準の見直し（ランプ効率の強化、平均演色評価数 Ra の強化）

## ◇自動車等

- 自動車について配慮事項を見直し（改正フロン法対応）

## ◇インテリア・寝装寝具

- 「金属製ブラインド」を特定調達品目として追加
- マットレスについて判断の基準を見直し（改正フロン法対応）

## ◇設 備

- 太陽熱利用システムについて判断の基準の修正

### ◇災害備蓄用品

- 飲料水及び食料について賞味期限内における品質・安全性等の事前確認を留意事項として追記
- 調達機関に対する留意事項の表記の修正

### ◇公共工事

- 高日射反射率塗料について日射反射率保持率に係る経過措置の延長
- 断熱材について判断の基準を見直し（改正フロン法、経済産業省告示制定等に伴う改正）
- 送風機について判断の基準を見直し（経済産業省告示制定及びそれに基づくJIS 制定に伴う改正）
- ポンプについて判断の基準を見直し（経済産業省告示制定及びそれに基づくJIS 制定に伴う改正）

### ◇役 務

- 省エネルギー診断について判断の基準を見直し（資格・内容）
- 印刷についてデジタル印刷に使用するドライトナーの古紙リサイクル適性ラックの評価結果の追記
- 庁舎管理について判断の基準の見直し（改正フロン法対応）
- 飲料自動販売機設置について判断の基準等の見直し（改正フロン法対応）

## 2. その他の見直し対象品目について

上記 1 に示した以外の平成 26 年度の見直し対象品目に係る点検結果及び対応は、下表のとおりである。

分野	品目	点検結果及び対応
オフィス機器等 (旧 OA 機器)	一次電池及び小形 充電式電池	判断の基準を満たす製品の実態が十分把握できていないことから、現段階において見直しは行わないこととした
	電子式卓上計算機	現行の判断の基準を満たす機種が少ないことから、見直しは実施しないこととした
エアコンディショナー等	ストーブ(本年度前 倒しで検討)	現段階ではエネルギー消費効率の改善が技術的な課題により困難であることから、見直しは実施しないこととした
温水器等	ガス温水機器、石油 温水機器	現在省エネ法のトップランナー基準の見直しが行われており、見直された段階で再検討することとした
自動車等	ETC、カーナビゲー ションシステム	ETC とカーナビゲーションシステムが連携したサービスの ETC2.0 の状況を踏まえ、再検討することとした
役務	クリーニング	判断の基準を満たす事業者の実態が十分把握できていないことから、現段階においては見直しは実施しないこととした